

子ども医療費 助成拡大へ

●保育無償化で生まれた財源を 活用

「愛西市子ども医療費支給条例の一部改正」により医療費の支給年齢を引き上げます。15歳年度末までは完全無償化、18歳年度末までは入院費は全額、通院費は3分の2を償還払いします。

Q 改正の経緯は。

A 消費税引き上げによる保育の無償化によりできた財源に一般財源を上乗せして、子育て世代の経済的負担の軽減となるよう、今回の一部改正に至った。

区分	現行（3月まで）	変更後（4月から）
小学生まで	無償	無償
中学生	入院費：全額	無償化
	通院費：2/3	
中学校卒業後から18歳年度末	なし	入院費：全額
		通院費：2/3

▲4月からの変更点

	15歳年度末まで	18歳年度末まで
愛西市	○	○ (一部)
津島市	○	○ (所得制限)
弥富市	○	—
あま市	○	—
蟹江町	○	—
大治町	○	—
飛島村	○	○

▲近隣市町村の状況

Q 今後のスケジュールは。

A 新たに現物給付の対象が中学校卒業までに拡充することから、3月頃に0歳から15歳までの対象者に対し、15歳の年度末までの「受給者証」を送付する。
16歳から18歳年度末までの対象者には、子ども医療費助成拡大による償還払いのお知らせを送付する。

Q 拡大にあたり懸念されることはあるのか。あれば、対処方法は。

A 医療機関に容易にかかった場合、医療費の増加が懸念される。そのため、適正受診については、啓発を図る必要があると考えている。

Q 本市に住民票がない場合は受給できるのか。また、本市内に住民票を移動した場合は対象となるのか。

A 本市に住民票がない場合は受給できない。また、本市内に住民票を移動した場合は対象となるのか。